

第三次草津市就労支援計画（案）の要点

1. 計画の背景

“働くこと（雇用・就労）”は、住民一人ひとりが、自由で豊かな生活を送るために必要な経済的*自立の実現に不可欠な手段だけでなく、自己実現や社会参加、生きがいづくり等に関わる重要な基本的人権の一つです。

雇用情勢は、時代によって大きく変遷しますが、平成20年に起こったリーマンショックに端を発した世界的金融危機・経済危機等の影響により、雇用情勢が急速に悪化し、経営の合理化や従来からの雇用慣習の見直し等による人員削減や非正規雇用への転換が行われ、失業率も上昇する事態となりました。

近年においては、徐々に雇用情勢も回復し、滋賀県においても有効求人倍率が1.0を超えるまでとなりました。また、労働環境においては、事業所に対しストレスチェックの義務付けや、障害者雇用においては、法定雇用率の引き上げや障害者の差別の禁止、合理的配慮の提供義務等の制度が制定されました。

しかしながら、非正規社員の不安定な雇用状況が完全に解消されたわけではなく、また、障害に起因する職場内トラブルによる就労の不安定化等、新たに顕在化してきた課題もあります。

こうしたなかで、湖南地区4市（草津市・守山市・栗東市・野洲市）の連携・協力により、2011年（平成23年）3月に策定された「第二次湖南地区就労支援計画」が見直され、2016年（平成28年）3月に「第三次湖南地区就労支援計画」が策定されました。

そこで、本市においてもこれまでの取り組みや新たな課題に向けての対応等を踏まえながら、引き続き就職困難者等の就労促進を図るために、「第三次草津市就労支援計画」を策定するものです。

2. 計画の目的

「働く意欲がありながら、物理的・心理的・社会的な就労を妨げるさまざまな要因を抱える人（以下『就職困難者等』と呼びます。）」の就労促進に向けて、国や県をはじめ、関係機関や団体等と連携・協力するとともに、企業・事業所等の理解や協力を得ながら、基本的な権利である就労を促進することができる社会の実現を目指すとともに、より多くの人びとが働き、自立し、自己実現を図ることを通して活力のある社会の確立を目指します。

3. 計画の対象者

本計画は、就職困難者等を対象としています。なお、就職困難者等には、雇用情勢の悪化等による「失業者」は含みません。

具体的に次のような人を想定しています。

- (1) 働く意欲がありながら、「障害（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病等）」があり働くことができていない人
- (2) 働く意欲がありながら、子育てのため働くことができていないひとり親（母子・父子）家庭の保護者
- (3) 働く意欲がありながら、出身地に対する歴史的・社会的な偏見等の理由により働くことができていない人
- (4) 働く意欲がありながら、希望する職がない等の理由により働くことができていない若年者（学卒無業者）
- (5) 働く意欲がありながら、国籍に対する社会的な偏見、言葉や社会風習等、コミュニケーションの問題等のため安定して働くことができていない外国人
- (6) 上記以外の就労支援を必要とする人と、現在働いているものの待遇や労働条件等で困難な問題を抱えている人(不安定就労者)

4. 計画の期間

2017(平成 29)年度から 2021(平成 33)年度の 5 か年

5. 第二次計画からの変更点

- 関連計画の更新（総合計画、男女共同参画推進計画、子ども子育て支援事業計画、障害福祉計画）
- これまでの就労支援への取り組み成果と課題・問題点の整理